

【代表者 細川 信義からのご挨拶】

「仕事は忙しい人に頼め」

全く逆のように思えますが、それが現実ですね。忙しい人は、仕事の進め方・仕上げ方・集まってくる情報の質と量が違うのです。だからスピード感も違うわけです。

人は素直にならないといけないとわかりながら素直になれない。ベンチャービジネスがうまくいくためには素直にお客様に喜んでもらえるビジネスをすることが大切です。それなのに、悲しいことですがその単純なことができないで複雑な世界に突入してしまうんですね。ねじまげて何らかの方向に持っていこうとする働きが余計に悩ましいことになってしまうんですね。

政治の世界を見ていると、本来道理が通らないことが多いです。ベンチャービジネスの世界もそれに染まる感が無きにしも非ずです。

「今回のトピックス」

< 税務 > 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置（住民税）について

税源移譲により、所得税は平成19年分から、市県民税は平成19年度（平成18年分の収入をもとに計算）から税率が変更されましたが、退職等により平成19年分の所得税がかからない方は、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、市県民税率の変更による税負担の増加のみを受けることになります。このため、一定の要件に該当する場合は、平成19年度の市県民税を減額する措置の適用を受けることができます。申告用紙は各市町村役所窓口又は総務省のインターネットサイト（http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/gengakusochi_1.html#2-3）で入手することができます。申告期間は平成20年7月1日（火）から31日（木）までと限られておりますので、ご注意ください。

< 税務 > つなぎ法案

20年3月末で租税特別措置法が期限切れとなるにもかかわらず国会審議が進まないため、4月以降延長がされるか否か未定でしたが、「つなぎ法案」が成立したため一部は5月末まで延長されることになりました。これにより揮発油税などを除く土地売買の際の登録免許税の軽減税率や海外旅行者が国内に持ち込むたばこやウイスキーへの課税軽減などが延長の対象となっています。しかし、交際費課税を始め、少額減価償却資産の損金算入、欠損金の繰戻還付の不適用、使途秘匿金課税など多数の租税特別措置の期限が切れており、法案可決の際にどのように遡及されるか注目する必要があります。

< 経営 > 内部統制

会社法で内部統制の整備が義務付けられているのは、資本金5億以上または負債総額200億以上の大企業となり、金融商品取引業で内部統制報告書の提出が義務付けられているのが上場企業及びその関連会社となります。金融庁の企業会計審議会の発表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（<http://www.fsa.go.jp/news/news/17/singi/f-20050713-2.html>）には、内部統制についての4つの目的と6つの基本的要素があります。4つの目的として、業務の効率性・効果性、コンプライアンスの遵守、資産の保全、財務諸表の信頼性が、次に、6つの基本的要素として、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応があげられます。内部統制は決して難しいものではなく、現在作成している記録等を利用する事により、簡素な仕組みからでも導入可能で、中小企業にとっても導入のメリットが考えられます。一度に対応するのではなく、企業体制に合った方法で必要に応じて整備することで充分有効となります。

内部統制について興味をお持ちの方は、http://nvc.nikkeibp.co.jp/report/keiri/rashinban/20080416_001152.html 「内部統制に関する11の誤解」もご覧下さいませ。事務所代表の細川正直が寄稿しております。

税務予定表

< 5月 >

- ・4月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・自動車税の納付
- ・個人住民税の特別徴収税額の通知
- ・3月決算法人の確定申告
- ・労働保険料の申告・納付(5月20日まで)

< 6月 >

- ・5月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・特別徴収住民税納期特例分(12月～5月分)の納付
- ・4月決算法人の確定申告
- ・所得税の予定納税額の通知

< 7月 >

- ・6月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・源泉所得税納期の特例分(1～6月分)の納付(10日まで)
- ・5月決算法人の確定申告
- ・予定納税の減額申請(15日まで)

6月分給与から住民税の特別徴収税額が変わりますので、給与計算の際はご注意下さい。5月に住民税の特別徴収税額の通知書が届きます。